

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

大月市 長殿 令和××年〇〇月△△日提出		〔 特別徴収 給与支払者 〕 〔 義務者 〕	所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3										特別徴収義務者 指 定 番 号	1234567			
			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ										宛 名 番 号		123456		
			氏名又は名称	株式会社 〇×商事										担連 当 絡 者 先	所 属	人事課人事労務係		
			個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1
															電 話	000-000-0000 内線 (123)		
給 与 所 得 者	フリガナ	スズキ イチロウ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法							
	氏 名	鈴木 一郎																
	生年月日	昭和50年 1 月 1 日																
	個人番号	2	2	2	2							2	2	2	2	2	2	2
	受給者番号					140,000 円	35,600 円	104,400 円	令和× 年 8 月 31 日	1 1. 退 職 2. 転 長 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 少 6. 合 併 7. そ の 〔事由・理由〕 右から 番号を 記入	職 勤 欠 亡 期 散 他 〔事由・理由〕 右から 番号を 記入	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						
	1月1日 現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1																
	異動後の 住 所																	

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号			新しい勤務先へは、月割額_____円を	
	所 在 地	8 月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9 月分から普通徴収に変更する場合。		月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ	(ア) 特別徴収税額（年税額） 1 4 0 , 0 0 0 円（6 月から翌年 5 月分）		受 給 者 番 号	
	氏名又は名称	(イ) 徴収済額 3 5 , 6 0 0 円（6 月から 8 月分）		納入書の要否 （新規の場合のみ記載）	
		(ウ) 未徴収税額 <u>1 0 4 , 4 0 0 円</u> （9 月から翌年 5 月分）		右から 番号を 1. 必要 2. 不要 記入	
		↑			
		普通徴収税額			

普通徴収税額

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

理 由	1	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	市 町 村 記 入 欄
	右から 番号を 記入	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

御注意

3 転勤、再就職等により異動後の勤務先に引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

②退職して一括徴収する場合

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

大月市長殿 令和××年〇〇月△△日提出												〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3												特別徴収義務者 指 定 番 号 1234567		宛 名 番 号 123456																																																									
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ												氏名又は名称 株式会社 ○×商事												担連 当 絡 者 先		所 属 人事課人事労務係		氏 名 特 徴 花子		電 話 000-000-0000 内線 (123)																																																					
フリガナ スズキ イチロウ												(ア) 特別徴収税額 (年税額)												(イ) 徴収済額												(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)												異 動 日 令和× 年 8 月 31 日												異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕												異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)											
氏 名 鈴木 一郎												(ア) 特別徴収税額 (年税額)												(イ) 徴収済額												(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)												異 動 日 令和× 年 8 月 31 日												異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕												異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)											
生年月日 昭和50年 1 月 1 日												(ア) 特別徴収税額 (年税額)												(イ) 徴収済額												(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)												異 動 日 令和× 年 8 月 31 日												異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕												異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)											
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2												(ア) 特別徴収税額 (年税額)												(イ) 徴収済額												(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)												異 動 日 令和× 年 8 月 31 日												異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕												異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)											
受給者番号												(ア) 特別徴収税額 (年税額)												(イ) 徴収済額												(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)												異 動 日 令和× 年 8 月 31 日												異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕												異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)											
1月1日 現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1												(ア) 特別徴収税額 (年税額)												(イ) 徴収済額												(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)												異 動 日 令和× 年 8 月 31 日												異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕												異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)											
異動後の 住 所												(ア) 特別徴収税額 (年税額)												(イ) 徴収済額												(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)												異 動 日 令和× 年 8 月 31 日												異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕												異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)											

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)

(イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)

(ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)

↑

一括徴収税額 (納入額と同額)

一括で徴収した税額を納入する月

※1月以降の退職の場合は、一括徴収となります。

2. 一括徴収の場合												徴収予定月日												徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)												左記一括徴収した税額は、											
理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため												× 月 × 日												104,400 円												9 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。											

3. 普通徴収の場合												※市町村記入欄											
理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため																							

【提出先】 〒401-8601 山梨県大月市大月2丁目6番20号 大月市役所 税務課市民税担当

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

大月市 長殿 令和××年〇〇月△△日提出		〔 特別徴収 給与支払者 〕 〔 義務者 〕	所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3										特別徴収義務者 指 定 番 号		1234567						
			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ										宛 名 番 号		123456						
氏名又は名称	株式会社 ○×商事										担連 当絡 者先	所 属	人事課人事労務係									
個人番号 又は法人番号	1		1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	氏 名	特徴 花子			
																		電 話	000-000-0000 内線 (123)			
給 与 所	フリガナ	スズキ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月	8月末で退職する給与所得者が、9月末 から新しい会社で特別徴収する場合。										徴収方法				
	氏 名	鈴木 一郎																				
	生年月日	昭和50年 1 月 1 日																				
	個人番号																					
	受給者番号																					
異動後の勤務先で引き続き 行う場合には、「個人番号」 先では記載しないでください。			△3-2-1		140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	令和× 年 8 月 31 日	2	1. 退 職 ・ 長 勤 欠 亡 期 他 2. 転 少 ・ 不 定 散 3. 休 職 ・ 解 4. 死 亡 5. 支 払 額 6. 合 併 7. そ の 〔事由・理由〕										1	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	123456		(新規)	法 人 番 号	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	新しい勤務先へは、月割額 <u>11,600</u> 円を		
	所 在 地	〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3		担当者連絡先	所 属	庶務課社員係														9	月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ	マルバツフドンサン カブシキガイシャ			氏 名	特 徴 進															受 付 番 号	
	氏名又は名称	〇×不動産 カブシキガイシャ			電 話	111-111-1111 内線（ 222 ）														要 否 (記載)	2	右から 番号を 記入

新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を
9 月分（翌月10日納入期限分）から
 徴収し、納入するよう連絡済みです。

右から
番号を
記入

1. 必要 2. 不要

理由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収した税額は、	
		(翌月10日納入期限分) で 納入します。	

新しい会社で特別徴収を開始する月（９月）とその月割額を記載します。

徴収した税額は、
(翌月10日納入期限分)で
す。

理 由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	市 町 村 記 入 欄

【提出先】 〒401-8601 山梨県大月市大月2丁目6番20号 大月市役所 税務課市民税担当

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています
市町村長に送付してください。